**現行計画の達成状況について（産業廃棄物）**

**資料１－１**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度目標項目 | H26年度(2014)【基準】 | **R2年度****(2020)****【目標】** | **R1年度****(2019)****【速報】**(　)は目標値との差 | 現行計画に基づく対策の結果と評価 | 計画期間の主な取組み（2016年度～） |
| 排出量（万トン） | 1,518 | **1,534** | **1,357****（－177）** | ＜排出量＞業種毎の排出量は、2014年度比で建設業が27万トン減（－７%）、製造業が43万トン減（－17%）、電気・水道業が89万トン減（－11%）となり、全体では161万トン減（－11％）となった。建設業、製造業等、全体的な発生抑制の取組みの進展が主な要因として考えられる。 | **＜リデュース・リユースの推進＞**●産業廃棄物の多量排出事業者†への指導、助言を実施。●建設物の分別解体など、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組みを促進、元請責任の徹底、廃棄物の適正処理等推進のため、説明会等を実施。†多量排出事業者：前年度に産業廃棄物を1,000t以上(特別管理産業廃棄物は50t以上)排出した事業者**＜リサイクルの推進＞**●産業廃棄物の排出事業者に対し、リサイクルの促進について周知啓発を行うため、産業廃棄物に係る説明会や立入検査を実施。●建設物の分別解体など、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組みを促進、元請責任の徹底、廃棄物の適正処理等推進のため、説明会等を実施。（再掲）●建設リサイクル法において分別解体と再資源化が義務付けられており、府及び市の建築・環境部局合同で府内一斉パトロールを実施。●大阪府の建設工事において、再生骨材コンクリートを使用できるよう、府建設工事仕様書を改訂（土木工事：H27.4改訂、建築工事：H28.8改訂）。（建設廃棄物におけるがれき類の再生利用率　2014年度：98%、2019年度：98%）**＜適正処理の推進＞**●産業廃棄物の排出事業者に対し、産業廃棄物の適正処理（特に建設廃棄物は元請責任）について周知啓発を行うため、説明会や立入検査を実施。●排出事業者等に対し、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、電子マニフェストの導入の促進を含めたマニフェストシステムの指導、助言を実施。（大阪府電子マニフェスト普及率　2014年度：49％、2018年度：60％）※全国電子マニフェスト普及率　2014年度：39％、2018年度：58％●産業廃棄物処理業者の育成を実施。（優良産業廃棄物処理業者数　2014年度：204事業者、2019年度：334事業者）●産業廃棄物の不適正処理の未然防止、早期発見に向けたパトロールによる監視・指導など警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導等を実施。●不適正事案や苦情事案については、重点的に立入指導を実施し、指導に応じない悪質事案は、行政処分や刑事告発を実施。 |
|  | 再生利用率 | 32％ | **32.2％** | **32.4％****（＋0.2）** | ＜再生利用率＞業種毎の再生利用率は、2014年度比で建設業が5.4ポイント増、製造業が4.4ポイント減、電気・水道業が1.1ポイント減となり、全体では0.6ポイント増となった。建設業において再生利用率が上がった要因としては、主に建設汚泥の再生利用率が上がった（2014年度：53％、2019年度：84％）ためと考えられる。一方、現行計画で排出量の削減目標を掲げていた建設混合廃棄物の割合（2014年度：6.0％→目標値3.5％）は、2014年度と比べてほとんど改善しなかった（2014年度：6.0%、2019年度：5.9%）。製造業においては、全体的に再生利用率が下がり、減量化の割合が上がった。下水汚泥については、近年、焼却し最終処分している量が増加しているため、再生利用率が下がったと考えられる（以前は溶融炉によりスラグを製造し、路盤材等として再生利用していたが、コストが見合わないため）。 |
|  | 排出量から減量化量を除いた再生利用率 | 92.7％ | **―** | **91.8％** |
|  | 最終処分量（万トン） | 38 | **37** | **40****（＋3）** | ＜最終処分量＞業種毎の最終処分量は、2014年度比で建設業が0.5万トン増（＋３％）、製造業が0.4万トン増（＋３％）、電気・水道業が1.0万トン減（－30％）となり、主たる3業種では横ばいであったが、全体では1.4万トン増（＋４％）となった。建設業においては、全体的には再生利用率は上がっているものの、ガラスくず、木くず、繊維くずの最終処分量が微増であった。 |
|  | 排出量から減量化量を除いた最終処分率 | 7.3％ | **―** | **8.2％** |